

東庄町ドローン及び関連機器の購入に係る プロポーザル評価基準書

1 審査方法について

- (1) 審査委員は、提出された提案書により、以下に示す評価項目ごとに評価を行います。
各委員の評価点の満点は30点とします。
- (2) 評価は絶対評価とし、評価項目ごとに下表のとおり評点をつけることで行います。

評点	内容
5	高い水準で満たし、かつ特筆すべき点がある
4	高い水準で満たしている
3	一定程度満たしているが、やや改善の余地がある
2	一部不十分な点があり、実施にやや不安がある
1	十分とは言えず、実施に支障が出る可能性がある
0	評価対象として不適切、もしくは提案なし・記載なし

2 評価項目及び配点について

次に掲げる評価項目について評価を行います。

番号	評価項目	評価の観点	配点
①	業務内容の理解	提案内容が本事業の目的や背景（登下校時の見守り、教員の負担軽減）を十分に理解し、的確に反映しているか。	0～5点
②	同種業務の実績	ドローンや見守り業務等における導入・運用の実績が十分であり、信頼性や経験があるか。	0～5点
③	実施体制	担当者の専門性、体制の明確さ、責任分担、人員配置等が適切で、事業の安定運用が期待できるか。	0～5点
④	企画立案	独創性や先進性が見られ、単なる導入にとどまらず、教育や地域と連携した発展的な活用提案が含まれているか。	0～5点
⑤	見積金額	見積内容が提案内容と整合しており、費用の積算根拠が明確で妥当性があるか。	0～5点
⑥	スケジュール	納期遵守が可能な計画かつ、設置・講習・運用準備を含めた現実的で無理のない工程となっているか。	0～5点

3 評価結果について

評価基準に基づいてなされた評価について合計点数を算出し、4名の審査員の合計点数が120点満点中72点以上の場合、委託事業者として決定し、72点未満の場合は「該当者なし」とします。

同点の場合は、「①業務内容の理解」→「②実績」→「④企画立案」の順に優先順位をつけて比較評価とします。